

## 財産管理委員会規程

### (設 置)

第1条 この組合の適切な財産の管理及び、その円滑な運営を図るため、財産管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し決裁する。

- 一 財産の保管替に関する事
- 二 一時借入に関する事
- 三 その他、理事会において委任された事
- 四 前各号に掲げるもののほか特に必要と認められる事

### (組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は理事長をもって充てる。
- 3 委員は選定理事及び互選理事より各1名を理事会によって選任し、理事長が任命する。

### (職 務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (議事の報告)

第6条 委員会は会議の議事について議事録を作成し、理事会の求めがあった場合開示する。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この規程は、平成29年8月4日から施行する。